

○愛西市児童センター及び児童館の管理及び運営に関する規則

平成17年4月1日

規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第96号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、愛西市児童センター及び児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 児童館は、児童の健全な育成を図るため、次の事業を行う。

- (1) 健全な遊びを通して、児童の集団的及び個別的指導を行う事業
- (2) 家庭児童の相談及び指導を行う事業
- (3) 子供会、母親クラブ等の地域組織活動の育成を図る事業
- (4) 体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体健康づくりを図ること。
- (5) 市長が特に必要と認める事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の児童の健全な育成に必要な事業

(開館時間及び休館日)

第3条 児童館の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、市長において特に必要があると認めたときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(児童館等運営委員会)

第4条 児童館の運営に関し、地域社会との連携を密にするため、愛西市児童館等運営委員会を設置する。

(利用できる対象児童)

第5条 児童館を利用できる対象児童は、全ての児童とする。ただし、乳児及び幼児の利用は、保護者同伴とする。

(児童の利用方法)

第6条 児童が利用するときは、児童館備付けの利用簿に所定の事項を記入しなければならない。

(利用の許可申請)

第7条 条例第8条の規定により、児童館の利用の許可を受けようとする団体にあっては、児童館利用許可申請書（別記様式）を利用しようとする60日前から5日前までに市長及び指定管理者（以下「管理者」という。）へ提出しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の団体にあっては、児童館を連続して3日以上利用することはできない。

3 管理者は、第1項の規定により児童館利用許可申請書を受理したときは、利用の可否を審査の上、決定する。利用を許可したときは、児童館利用許可書（別記様式）を交付し、必要と認めるときは、これに条件を付することができる。

4 前項の児童館利用許可書は、利用の際職員に提示しなければならない。

(備える帳簿)

第8条 児童館には、次の帳簿を備えなければならない。

(1) 児童及びその保護者に関する調査表（児童票）

(2) 児童館利用簿

(3) 指導日誌

(4) ボランティア登録台帳

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの

(施設及び設備の管理)

第9条 館長は、施設及び設備の管理保全に努め、常にその現況を明らかにしておかなければならない。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書、遊具等の備品を独占し、又は児童の活動及び遊びを妨げ、若しくは危害を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 施設、設備品等を毀損し、又は汚損する行為をしないこと。
- (3) 営業行為又は広告物等を掲示し、若しくは配布する行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、運営管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用者の原状回復義務)

第11条 利用者は、児童館の利用を終わり、又は利用を途中で中止したときは、速やかに利用した設備、備品等を原状に回復し、その旨を館長に届け出なければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、児童館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐屋町児童センター及び児童館の管理及び運営に関する規則（昭和60年佐屋町規則第16号）又は佐織町児童館の管理及び運営に関する規則（平成12年佐織町規則第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則

の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成１７年１２月２７日規則第１４２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年３月３１日規則第１０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２１年３月３１日規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年２月２１日規則第１号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

名称	開館時間及び休館日
佐屋児童館	(１) 開館時間 午前９時から午後５時まで。 ただし、５月から９月までの期間については、 開館時間を午前９時から午後５時３０分までとする。
永和児童館	
市江児童館	
佐屋西児童館	
北河田児童館	(２) 休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１月２日から１月３日まで並びに１２月２９日から１２月３１日まで
勝幡児童館	
草平児童館	
西川端児童館	

別記様式(第7条関係)

児童館利用許可申請書・許可書

使 用 責 任 者	氏 名			
	住 所		TEL	—
使 用 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分 年 月 日 () <u>6箇月継続使用</u>			
使 用 場 所				
集 会 の 名 称				
使 用 内 容				
使用予定人数	人			
冷 暖 房	冷房有・暖房有・使用しない			
厳 守 事 項	1 使用する時、利用許可申請書・許可書を携帯して下さい。 2 使用中に起きた事故及びそれに伴う損害については、使用責任者において負担する。 3 施設備品は、使用前の状態に戻す。 4 使用責任者は、 <u>当日都合で使用しない時は、事務局に連絡してください、勝手に、譲渡したりは、しないで下さい。</u> 5 火災予防(たばこ)には、注意して下さい。			
備 考				

上記の通り 児童館を利用したく申請します。

年 月 日

(団体の名称)

使用責任者

上記の通り利用を許可します。

年 月 日

使用責任者 様

児童館管理者

別記様式（第 7 条関係）